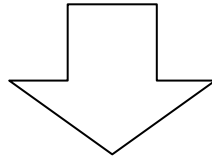


○ 草津市自治体基本条例における住民投票制度についての考え方

- ・ 首長の選挙時にはその任期中に政策課題となるあらゆる事項があらかじめ分かっている訳ではない。政策過程における市民参加が重要なものと同様、「住民からみて特段に必要がある」場合に住民の意見を表すことが保障される制度は、市政への信頼を高める制度として必要である。
- ・ 投票制度は、議会や市長の市政に対する決断の権限を侵すものではなく、間接民主制を補完する制度として、特定の課題の検討の過程で住民の意思を示し、議会や市長の決断を支えるものである。



- ・ 住民の将来に重要な影響を及ぼすような個別の事案について、住民の意思を明らかにする特段の必要が生じた場合に迅速に対応できる「セーフティネット」的な役割として、一定の要件を満たせばいつでも住民投票を行うことができるようにする「常設型」の住民投票制度を設けるものである。